

○和歌山市社会教育委員条例

昭和24年12月17日

条例第41号

改正 昭和28年4月1日条例第25号

平成26年3月24日条例第41号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学校教育及び社会教育に関する学識経験を有する者のうちからこれを行うものとする。

2 委員の定数は、12人とする。

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 社会教育法第17条第1項第2号に規定する会議（以下単に「会議」という。）に議長及び副議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第5条 会議は、議長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7条 委員の費用弁償額及びその支給方法については、別にこれを定める。

第8条 この条例の施行について必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則（昭和28年4月1日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。